



# 山形県公報

平成20年4月1日(火)

号 外(12)

## 目 次

### 選挙管理委員会関係

#### 訓 令

山形県選挙管理委員会事務局に置かれた職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令..... 1

## 選挙管理委員会関係

### 訓 令

山形県選挙管理委員会訓令第2号

事 務 局  
地 方 事 務 局

山形県選挙管理委員会事務局に置かれた職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年4月1日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

山形県選挙管理委員会事務局に置かれた職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

山形県選挙管理委員会事務局に置かれた職に充てる職員の指定に関する規程(昭和50年6月県選挙管理委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

|     |                    |   |                                      |    |
|-----|--------------------|---|--------------------------------------|----|
| 別表中 | 総務部市町村課長           | を | 政策推進部市町村支援課長                         | に、 |
|     | 総務部市町村課長補佐(行政選挙担当) |   | 政策推進部市町村支援課の課長補佐(行政選挙の業務を担当するものに限る。) |    |
|     | 総務部市町村課庶務係長        |   | 政策推進部市町村支援課庶務係長                      |    |

「総務部市町村課に」を「政策推進部市町村支援課に」に、

|                   |   |                   |        |
|-------------------|---|-------------------|--------|
| 村山総合支庁総務企画部企画振興課長 | を | 村山総合支庁総務企画部地域支援課長 | に、「村山総 |
|                   |   |                   |        |

合支庁総務企画部企画振興課の企画振興主査並びに企画振興の事務を処理する主査及び当該事務に従事する主事を「村山総合支庁総務企画部地域支援課に所属する職員(上記の職にある職員を除く。)」に、

|                   |   |                   |        |
|-------------------|---|-------------------|--------|
| 最上総合支庁総務企画部企画振興課長 | を | 最上総合支庁総務企画部地域支援課長 | に、「最上総 |
|                   |   |                   |        |

合支庁総務企画部企画振興課の企画振興主査並びに企画振興の事務を処理する主査及び当該事務に従事する主事を「最上総合支庁総務企画部地域支援課に所属する職員(上記の職にある職員を除く。)」に、

|                     |   |                       |        |
|---------------------|---|-----------------------|--------|
| 置賜総合支庁総務企画部企画振興課長   | を | 置賜総合支庁総務企画部地域支援課長     | に、「置賜総 |
| 置賜総合支庁総務企画部企画振興課長補佐 |   | 置賜総合支庁総務企画部地域支援課の課長補佐 |        |

合支庁総務企画部企画振興課の企画振興主査並びに企画振興の事務を処理する主査及び当該事務に従事する主事を「置賜総合支庁総務企画部地域支援課に所属する職員(上記の職にある職員を除く。)」に、

|                     |   |   |        |
|---------------------|---|---|--------|
| 庄内総合支庁総務企画部企画振興課長   | を | 庄内総合支庁総務企画部地域支援課長                         | に、「庄内総 |
| 庄内総合支庁総務企画部企画振興課長補佐 |   | 庄内総合支庁総務企画部地域支援課の課長補佐(市町支援の業務を担当するものに限る。) |        |

合支庁総務企画部企画振興課の企画振興主査並びに企画振興の事務を処理する主査及び当該事務に従事する主事を「庄内総合支庁総務企画部地域支援課に所属する職員(上記の職にある職員を除く。)」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。